

報告第3号

水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和5年度山陽小野田市水道事業会計建設改良費予算を繰り越したので、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

# 令和5年度山陽小野田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度 繰越額 に係る 繰越を 要する たな卸 資産の 購入限 度額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金			
1資本的支出	1上水道 建設改良費	配水施設改良事業	円 589,477,000	円 456,162,849	円 133,000,000	円 0	円 133,000,000	円 314,151	円 0	関連工事の遅延による調整及び設計の見直し等

令和5年度中に支払義務が発生しなかった建設改良費中の上記事業費のうち、1億3,300万円を地方公営企業法第26条第1項の規定により、次年度に繰り越して使用することとし、同条第3項の規定により議会に報告するもの。